議第２４号

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和３１年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

⑴　報酬が時給で定められている特別職の職員にあっては執務した時間に応じて当月分を翌月２１日

別表１中

「

建築審査会委員	１日につき	６，４００円	〃

」を

「

建築審査会委員	１日につき	６，４００円	〃
鳥獣被害対策実施隊員	１時間につき	１，２５０円	〃

」に

改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和３１年１０月１５日条例第２２号）

改正後

（報酬）

第３条　特別職の職員の報酬の支給日は、次の各号に定めるところによる。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

(1)　報酬が時給で定められている特別職の職員にあっては執務した時間に応じて当月分を翌月の21日

(2)　報酬が日額で定められている特別職の職員にあっては執務した日数に応じて当月分を翌月の21日

(3)　報酬が月額で定められている特別職の職員にあっては毎月21日

(4)　報酬が年額で定められている特別職の職員にあっては、年額を４分して３月、６月、９月及び12月の21日

２　（略）

別表１

区分	報酬の額		旅費の額
（略）			
建築審査会委員	１日につき	6,400円	〃
鳥獣被害対策実施隊員	１時間につき	1,250円	〃
投票所の投票管理者	１日につき。ただし、職務に従事した時間が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179	―
期日前投票所の投票管理者			―
投票所の投票立会人			―
期日前投票所の投票立会人			―

改正前

（報酬）

第３条　特別職の職員の報酬の支給日は、次の各号に定めるところによる。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

(1)　報酬が日額で定められている特別職の職員にあっては執務した日数に応じて当月分を翌月の21日

(2)　報酬が月額で定められている特別職の職員にあっては毎月21日

(3)　報酬が年額で定められている特別職の職員にあっては、年額を４分して３月、６月、９月及び12月の21日

２　（略）

別表１

区分	報酬の額		旅費の額
（略）			
建築審査会委員	１日につき	6,400円	〃
投票所の投票管理者	１日につき。ただし、職務に従事した時間が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179	―
期日前投票所の投票管理者			―
投票所の投票立会人			―
期日前投票所の投票立会人			―

改正後	改正前
「法」という。）第40条第１項本文（第41条の２第６項及び第48条の２第６項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する時間に満たない場合は、従事した時間を法第40条第１項本文に規定した時間で除した額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	「法」という。）第40条第１項本文（第41条の２第６項及び第48条の２第６項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する時間に満たない場合は、従事した時間を法第40条第１項本文に規定した時間で除した額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
号）第13条の２第２項及び第14条第１項に定める額	号）第13条の２第２項及び第14条第１項に定める額
（略）	（略）